3．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準
　運営費交付金により財源措置がなされない教職員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
　なお、運営費交付金により財源措置がなされる教職員の賞与については、引当金を計上しておりません。
　また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。
4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
　運営費交付金により財源措置がなされない教職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の自己都合要支給額により引当金を計上しております。
　なお、運営費交付金により財源措置がなされる教職員の退職一時金については、引当金を計上しておりません。
　また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
5．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準
　将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
6．ＰＣＢ処理引当金の計上基準
　保管している低濃度ＰＣＢ廃棄物処理費の合理的見積額を計上しております。
7．有価証券の評価基準及び評価方法
　満期保有目的債券は償却原価法（定額法）を、関係会社株式は移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）を、その他有価証券は期末日の市場価格等に基づく時価法を、その他の関係会社有価証券は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。
8．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　評価基準　　低価法
　評価方法　　最終仕入原価法
9．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
10．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
　近隣の地代や賃借料等を参考に計算しております。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
　決算日における10年もの国債（新発債）の利回りである0.065％で計算しております。
11．リース取引の会計処理
　リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
12．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。
13．財務諸表（附属明細書を除く）の表示単位
　財務諸表は、百万円未満切捨てにより作成しております。
14．附属明細書の表示単位
　附属明細書は、千円未満切捨てにより作成しております。
15．表示方法の変更
　国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。

（注記事項）

Ⅰ．貸借対照表
1．大学改革支援・学位授与機構からの長期借入金23,355百万円の担保に供している資産は以下のとおりであります。
　土地　8,034百万円、建物　20,652百万円
2．当該事業年度末における債務保証の総額は12,396百万円であります。
3．運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は2,085百万円、退職給付の見積額は29,436百万円であります。
4．ＰＦＩによるサービス部分の対価の支払予定額
⑴　貸借対照表日後一年以内のＰＦＩ期間に係る支払予定額は40百万円であります。
⑵　貸借対照表日後一年を超えるＰＦＩ期間に係る支払予定額は61百万円であります。
5．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものは以下のとおりであります。
⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	47,611百万円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	34,189百万円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	13,421百万円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの
　法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計　1,554百万円
⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資ではなく譲与としたことによるもの　913百万円
⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資ではなく譲与としたことによるもの　507百万円
　16,396百万円

Ⅱ．損益計算書関係
　当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものは以下のとおりであります。
⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額	3,522百万円
当該借入金により取得した資産の減価償却費	1,734百万円
当期総利益に与える影響額（差引き）	1,787百万円